

4月7日⑩は和歌山県議会議員一般選挙です ～届けよう！ みんなの声を県政へ！～

問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎ 0739-26-9945)



任期満了に伴う和歌山県議会議員一般選挙が執行されます。告示日は3月29日⑩です。

■投票できる方

①平成13年4月8日までに生まれた日本国民で、選挙当日選挙人名簿に登録されていて欠格事項（公民権停止）に該当しない方
※平成30年12月29日以降に、県内の他市町村から田辺市へ転入した方は田辺市では投票できませんので、転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。（県外から転入した方は投票できません。）

す。投票の際は、切り離して各自で投票所へお持ちください。入場券が届かなかつたり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できますので、期日前投票所又は当日、投票所でお申し出ください。

■期日前投票
投票日当日に投票できない見込みの方は、期日前投票制度等をご利用ください。

両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級の方と心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級の方、また免疫・肝臓の障害が1級、3級の方
②戦傷病者手帳を持っている両下肢・体幹の障害が特別項症、第2項症の方と内臓機能の障害が特別項症、第3項症の方
③介護保険の被保険者証で要介護5の方
◇方法 4月3日⑩の17時まで投票用紙等を選挙管理委員会まで請求してください。

②投票日から4か月前以降に県内の他市町村へ転出し、田辺市の選挙人名簿に登録されている方（この場合、市町村長が発行する「引き続き県内に住所があることの証明書」の提示等の方法により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。）
※平成31年3月23日以降、市間で転居の届出をした方は、前の住所地の投票所での投票となります。（投票所入場券の投票所欄をご覧ください。）

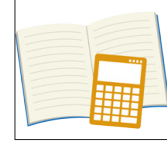
■投票所入場券（3名連記）は、投票日まで各世帯へ郵送します。
※「投票所入場券」の投票所欄を確認の上、間違えのないようご注意ください。

■郵便等による不在者投票
次の①～③に該当する方で投票の意思のある方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。これには「郵便等投票証明書」が必要です。事前に上記へ交付申請をしてください。

■代理投票・点字投票
心身の故障その他の事由により字が書けない方は、代理投票ができます。また、目の不自由な方は点字で投票することができます。投票所（期日前投票所を含む）でお申し出ください。また、上記の郵便等による不在者投票の該当者で、更に上肢又は視覚の障害が1級の方は、郵便等による不在者投票においても選挙管理委員会に届け出た代理記載人が本人に代わって投票用紙等に記載を行う「代理記載制度」があります。

縦覧帳簿等の縦覧ができます

問合せ 税務課 資産税係（本庁舎2階 ☎ 0739-26-9921）



「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧
④4月1日⑩～5月7日⑩
場上記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）
■縦覧制度とは
納税者の皆さんが土地や家屋の評価額を比較し、自らが所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかについて確認いただくための制度で、不明な点があれば説明を求めることができます。
ただし、自らが所有する以外の土地や家屋の評価内容は、個人情報保護の観点から詳細にご説明することはできません。

■縦覧できる方
◇市内に所在する土地及び家屋の固定資産税の納税者
◇納税者と同一世帯の親族
◇納税管理人として届出されている方
◇納税者の代理として委任状等を提示した方
◇法の規定により管財人や管理人等に選任された方
【平成31年度 固定資産課税台帳等の閲覧及び証明】
④4月1日⑩～
場上記又は各行政局住民福祉課、各連絡所（証明書の交付のみ）
■閲覧等のできる方
◇所有者（納税者）
◇納税管理人として届出されている方
◇所有者（納税者）の代理として委任状等を提示した方
◇借地人及び借家人
◇平成31年1月2日以後に新たに所有者となられた方や、法の規定により管財人や管理人に選任された方
※閲覧等は、現年度分及び過年度4か年度分に限ります。また、縦覧制度とは異なるため、同一世帯の親族の方であっても、所有者（納税者）からの委任状が必要となります。

田辺市人権施策基本方針改定版（素案）について ご意見をお聞かせください

問合せ 人権推進課 人権推進係（☎ 0739-26-9912）



第2次田辺市総合計画に示された基本理念やまちの将来像の実現を目指すとともに、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしなが、市民、行政及び関係機関が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示したものです。
■意見募集期間
3月7日⑩～22日⑩
■提出方法 所定の様式（備付け場所に設置）に住所氏名・年齢をご記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もお書きください。なお、電話・口頭での受付は行っていないです。
■提出できる方 次のいずれかに該当する方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
◇市内の事務所又は事業所に勤務する方
◇市内の学校に在学する方
◇右記に掲げる方のほか、

パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人又は法人その他の団体
■意見の公表 いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方についてホームページ等を通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方を示すものではありませんのでご了承ください。
■公表に当たっての個人情報取扱「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報取扱には十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。
■備付け場所・提出先
◇人権推進課（本庁舎4階）〒646-8545 新屋敷町1
☎0739（22）5310
✉jinken@city.tanabe.lg.jp
http://www.city.tanabe.lg.jp/jinken
◇各行政局総務課 23ページ参照



保険課からのお知らせ

問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続はお済みですか？

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、就学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることとなります。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくことになります。

■学保険証について

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、市の国保の被保険者として学保険証が交付できます。次の①～③のような場合には、手続が必要になります。

①新規に学保険証が必要な場合

新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため学保険証が必要な場合には、学校の名称と所在地が

確認できる書類（在学証明書等）、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

②学保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になり、学保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合

学保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

・有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

・学保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合に、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

・卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入

届の際に、学保険証をお持ちください。

国保課 庶務係

☎0739（26）9924

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収（仮徴収）が始まります

4月から平成31年度の保険税（料）を年金から天引きする特別徴収（仮徴収）が始まります。なお、納税（付）義務者が平成31年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされることがあります。その場合は、後日に還付（返金）します。

■特別徴収とは

保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

◇仮徴収

年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は前年度の保険税（料）を基に計算した暫定の保険税（料）額を年金から天引き

します。

◇本徴収

7月に年間保険税（料）額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）について

◇2月に特別徴収された方
仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」でお知らせしたとおり、平成31年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇転入、年齢到達及び年金支給開始等により新たに特別徴収の要件に該当された方
仮徴収額は、前年度の年間保険税（料）額を基に算定されます。その額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇「平成31年度特別徴収（仮徴収）開始通知書」の送付

4月から新たに特別徴収（仮徴収）の対象となる方に通知します。なお、2月に特別徴収され継続して特別徴収となる方には送付しません。

■介護保険料の特別徴収（仮徴収）

対象となる方には、「特別徴収（仮徴収）開始通知書」をお送りします。

◇2月に特別徴収された方

平成31年4月は、平成31年2月と同額を年金から天引きします。平成31年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

◇平成31年4月から新たに特別徴収となる方

平成31年4月は、平成30年度に該当した保険料段階の年間保険料額を6回に振り分けた額を年金から天引きします。平成31年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

※平成31年度仮徴収時の暫定の年間保険料額は、各被保険者が平成30年度に該当した保険料段階の年間保険料額のことです。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付方法が年金から天引きする特別徴収の対象となる方は、申請により口座振替

による納付に変更することができます。変更の方法については、下表をご覧ください。

特別徴収の対象となる方の条件等、詳しくは、左記までお問い合わせください。なお、特別徴収の対象となる方で、特別徴収による納付を希望される方は、納付方法の変更手続は不要です。また、国民健康保険税は、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替でご納付いただいている世帯は、口座振替による納付方法を優先しています。

◇注意

介護保険料については、特別徴収から口座振替への納付方法の変更はできません。

国保課 保険税係
☎0739（26）9965



特別徴収の対象者で、特別徴収ではなく、口座振替による納付を希望される方

◇次の要領で「納付方法変更申出書」を提出し、いずれかの方法で口座振替の申込みを行ってください。

提出書類	提出先
納付方法変更申出書	保険課 保険税係（本庁舎2階）又は各行政局 住民福祉課（23ページ参照） ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では申請書が異なります。

口座振替の申込み方法	手続先等
金融機関で 口座振替依頼書を提出	口座振替を依頼する（お手持ちの口座がある）金融機関 ・申込みの際には、口座の預貯金通帳及び印鑑をお持ちください。 ・金融機関届出印照合のため、市役所窓口では受付できません。 ・振替依頼書は、納税（付）義務者1名につき1枚ずつ提出してください。
保険課又は各行政局の 窓口でキャッシュカードによる申込み	保険課 収納係（本庁舎2階）又は各行政局 住民福祉課（23ページ参照） ・申込みの際には、金融機関のキャッシュカードをお持ちください。 ・紀陽銀行、きのくに信用金庫、三菱UFJ銀行、第三銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行のキャッシュカードで手続が可能です。 ※ただし、ICチップのみのカード、生体認証カード、代理人カード等はお取扱いできません。 ※照合のため、暗証番号を入力していただきます。

◇提出の時期により、年金からの天引き中止月が変わります。

提出時期		年金からの天引き中止月		口座振替の開始月※
3月末まで	→→→	6月（4月分まで天引き）	→→→	7月（第1期）から
5月末まで	→→→	8月（6月分まで天引き）	→→→	7月（第1期）から

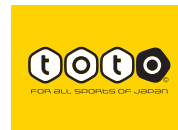
※年間の保険税（料）額から天引きされた額を差し引いた額を、7月～翌年3月の9回に振り分けます。

田辺スポーツパーク野球場防球ネットが完成しました

問合せ スポーツ振興課 市民スポーツ係 ☎ 0739-25-2531



スポーツくじ



田辺スポーツパーク野球場では、球場から打球が飛び出す危険性を軽減するため、昨夏から防球ネットを設置する工事を行い、このたび完成しました。

この工事は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成30年度スポーツ振興くじ（toto）助成金（1600万円）を受けて実施しました。今後のご利用をお待ちしています。



みんなでまちづくり補助金を募集します

問合せ 下記参照



【施設整備補助（ハード事業）】
 ■補助対象事業
 4月1日～2020年3月31日に民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業
 ■補助金額
 補助対象経費の4分の3以内（上限100万円）
 【事業実施補助（ソフト事業）】
 ■補助対象事業
 4月1日～2020年3月31日に実施する公益に寄与する地域づくり事業
 ■補助金額
 補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）
 【共通要項】
 ■補助対象者
 市内で地域づくりに取り組む、市民により組織された団体。ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。
 ◇運営において、市の負担金や補助金、交付金を受けている団体
 ◇営利を目的とする団体
 ◇宗教活動を目的とする団体
 ◇特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、



支持、反対とすることを目的としている団体
 ◇その他、補助金の交付目的に適合しないと認められる団体
 ■注意
 補助対象とならない事業・経費があります。詳しくは左記へお問い合わせください。
 ① 3月15日（金）～4月15日（月）に、所定の申請書に必要書類を添えて、左記へ直接提出してください。申請書は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。
 ② 自治振興課 市民活動係（本庁舎3階）
 ☎ 0739（26）9911
 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/jichi/index.html>
 ◇各行政局総務課 23ページ参照

少年少女発明クラブ 平成31年度クラブ員及び指導補助員を募集します

問合せ 下記参照



少年少女発明クラブは、子供に科学やものづくりの楽しさを知ってもらうため、毎年度市内の小学4年生～6年生を対象に30名のクラブ員を公募し、そのクラブ員に対して月1回の講座（2時間程度）を実施しています。
 【クラブ員の募集】
 ① 主に①の午前中に開催しています（一部異なる場合があります）。
 ② 市内の公民館、学校等の施設、近隣市町村の教育施設などを予定しています。
 ③ 5月から月1回（9月は除く。）の講座を開催します。工作や実験、野外での自然観察など、様々な体験ができます。
 ④ 市内の小学校に通う新4年生～新6年生の児童
 ⑤ 30名（応募多数の場合は抽選にて決定。新規受講者を優先）
 ⑥ 年間5千円（材料費・保険料等）
 ⑦ 3月22日（金）（受付時間は平日の9時～17時）までに、下記へEメールでお申し込みください。

【指導補助員の募集】
 ① 5月から月1回（9月は除く。）の講座を開催します。各講座の進行は担当の指導員が行い、その他の指導補助員は子供の学習の補助を行います。
 ② 観察・実験・工作などに関心のある成人
 ③ 5名程度（応募多数の場合、面接等による選考をさせていただきます）
 ■報酬
 報酬はありません。ただし、指導補助員として講座に出務いただいたときは、交通費規定の料金をお支払いします。
 ④ 3月22日（金）（受付時間は平日の9時～17時）までに、左記へ電話又は直接お申し込みください。
 ⑤ 生涯学習課 生涯学習推進係（市民総合センター3階）
 ☎ 0739（26）4908
 □ shougai@city.tanabe.lg.jp

動鳴気峡桜まつり・夜桜ライトアップを開催します

問合せ 動鳴気峡桜まつり実行委員会（観光振興課内 ☎ 0739-26-9929）



【動鳴気峡桜まつり】
 ① 3月31日（日）
 ② 10時～16時
 ■イベント
 地元団体による出店、福引抽選会、おもちや販売、餅まき
 ■ステージイベント

よさこい、バンド、アコordeo演奏、カラオケ、子どもじゃんけん大会
 【夜桜ライトアップ】
 ① 3月23日（土）～4月7日（日）
 ※開花状況により変更の可能性があります。
 ② 18時～22時